

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 基本的考え方

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたり等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このようなことから、市は、豊後高田市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される前の初動連絡体制として豊後高田市緊急事態連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置して、関係機関からの情報収集を行うとともに、応急活動を行うこととする。

2 事態認定前における連絡本部の設置及び初動措置

(1) 連絡本部の設置

市長は、市対策本部の設置前において、次に掲げる設置基準に該当する場合は、応急活動を的確かつ迅速に実施するため、連絡本部を設置する。また、関係機関との連絡体制を整えるものとする。県が連絡本部を設置した場合にも、同様に連絡本部を設置する。

ア 設置基準

- (ア) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市内外において緊急事案が発生したことを把握した場合（既に(イ)に該当している場合を除く。）
- (イ) 国において武力攻撃事態等の認定がない場合において、市内外において緊急事案が発生するおそれがあるとの情報を入手し、市長が連絡本部の設置の必要性があると認めた場合（既に(ア)に該当している場合を除く。）
- (ウ) 国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合（既に(ア)及び(イ)に該当している場合を除く。）

イ 廃止基準

- (ア) 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
- (イ) 武力攻撃事態等が終結した場合
- (ウ) 市対策本部の設置が決定された場合
- (エ) その他市長が廃止することが適当と認める場合

ウ 設置場所

- (ア) 連絡本部は、原則として市高田庁舎に設置する。
- (イ) 高田庁舎が被災し、設置できない場合は、被災状況を勘案して中央公民館等他施設に設置する。

エ 組織及び業務内容

(ア) 連絡本部

① 連絡本部長

連絡本部の本部長（以下「連絡本部長」という。）は、市長をもって充て、連絡

本部の事務を統括する。

② 連絡副部長

連絡本部の副本部長（以下「連絡副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

③ 連絡本部長

連絡本部の本部長は、総務部、土木部、下水道部、保健福祉部、環境部、経済部、農林水産部、司厨部、機動部、文教部、水道部、消防部、福祉施設保安部、真玉地域部、香々地地域部、田染・東都甲支部の長をもって充てる。

④ 連絡本部長の職務代理

本部長に事故があるときは、副市長、教育長、総務課長の順で、その職務を代理する。

(イ)連絡本部会議

連絡本部長は、情報収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、本部長、副本部長、本部長及びその他必要な者を構成員とする連絡本部の会議（以下「連絡本部会議」という。）を設置する。

連絡本部会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- ① 武力攻撃事態等のおそれのある状況及びその対応状況
- ② 関係部相互の調整事項
- ③ 関係機関との連携に関する事項
- ④ 国、県及び関係機関に対する要請に関する事項
- ⑤ その他情報の収集連絡等に関する事項

(ウ)部及び係

市対策本部に準じて編成する。

オ 職員の参集基準等

職員の参集基準については、第2編第1章第1の2の基準のとおりとする。

カ 連絡本部設置時の留意事項

連絡本部は、消防機関等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2)連絡本部設置時における初動措置の確保

市は、連絡本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合に

においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

3 対策本部への移行に要する調整

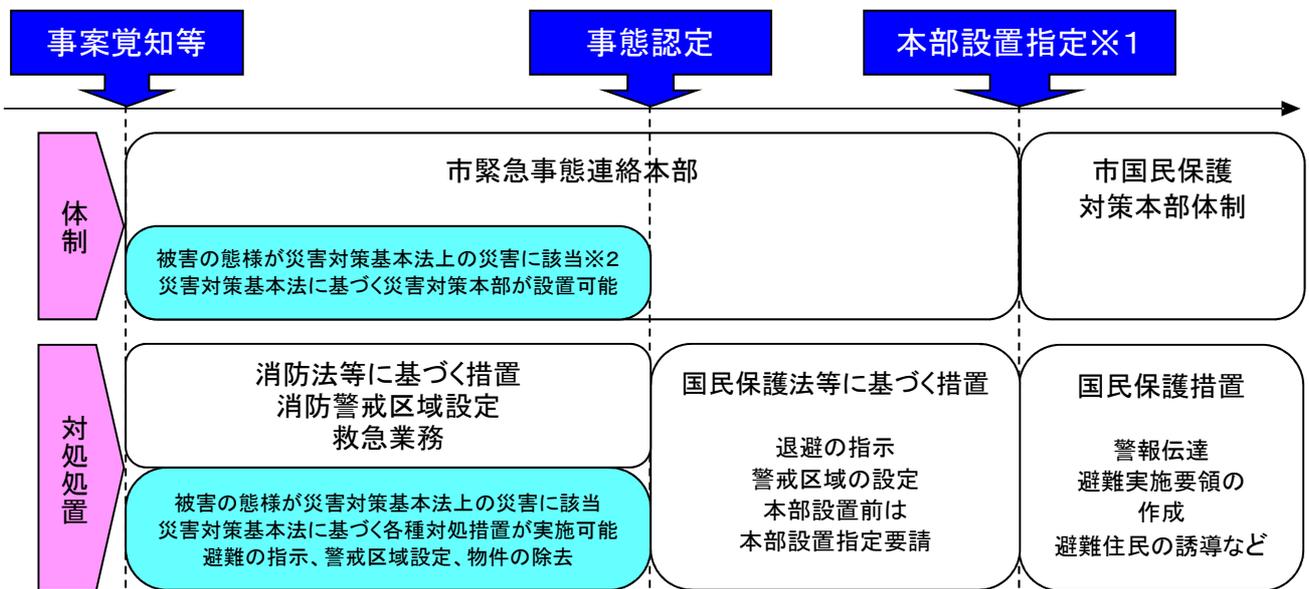
(1) 連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、連絡本部を廃止する。

(2) 市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる など必要な調整を行うものとする。

4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知、連絡があった場合において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置（法27①②、28①②③）

(1) 設置基準

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。

(2) 廃止基準（法30関係）

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を廃止すべき市の指定の通知を受けたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

(3) 設置場所

市対策本部は、原則として市高田庁舎に設置する。高田庁舎が被災し、設置できないときは、被災状況を勘案して中央公民館等他施設に設置する。

(4) 市対策本部の組織、事務分掌等（法31関係）

ア 市対策本部

(ア) 市対策本部長

市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。市対策本部長に事故があるときは、副市長、教育長、総務課長の順で、その職務を代理する。

(イ) 市対策副部長

市対策本部の副本部長（以下「市対策副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

(ウ) 本部員

本部員は、豊後高田市災害対策本部規程に準じて充てる。

イ 対策本部会議（法28⑥関係）

(ア) 武力攻撃災害応急対策その他重要な事項を協議するため、市対策本部長、市対策副本部長、本部員及びその他必要な者を構成員とする対策本部の会議（以下「対策本部会議」という。）を設置する。市対策本部長は、国の職員、県の職員又は市の職員以外の者を対策本部会議に出席させることができる。

(イ) 対策本部会議において処理すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 市の国民保護措置の対処基本方針に関する事項
- ② 市対策本部の設置、運営に関する事項
- ③ 国民保護に関する情報の収集に関する事項
- ④ 国、県からの指示及び国、県への要請並びに連絡調整に関する事項
- ⑤ 他の市町村への要請及び連絡調整に関する事項
- ⑥ 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関する事項
- ⑦ 警報及び緊急通報の伝達に関する事項
- ⑧ 避難経路の決定に関する事項
- ⑨ 救援の実施に関する事項
- ⑩ 退避の指示に関する事項

ウ 部及び係

武力攻撃災害応急対策及び武力攻撃災害情報の収集等を遂行するための部及び係を設置し、各部の主な事務分掌は、豊後高田市災害対策本部規程に準ずるものとする。

エ 市現地対策本部の設置（法28⑧関係）

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名するものをもって充てる。

オ 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(5) 参集

職員の参集基準については、第2編第1章第1の2の基準のとおりとする。

(6) 市対策本部設置時の留意事項

ア 市対策本部の開設等

市対策本部担当者は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。特に関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

イ 市対策本部設置の通知

市長は、市対策本部を設置したときは、県その他関係機関に対して市対策本部を設置した旨伝える。

ウ 市対策本部の代替機能の確保

市長は、市対策本部が被災した場合等に市対策本部を市高田庁舎内にできない場合は、被災状況を勘案して指定した施設に設置する。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部を設置する場所について協議を行う。

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法26関係）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に

行う「広報責任者」を設置する。

(2) 広報の手段

広報車両、防災行政無線、問い合わせ窓口の開設、市のホームページ等の他様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(3) 広報等の留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

4 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市内の国民保護措置に関する総合調整（法29⑤関係）

市対策本部長は、市内に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請（法29⑥⑦関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法29⑧関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法29⑨関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、総合調整を行うに際して、当該総合調整を行う関係機関に対し、市内に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法29⑩関係）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(6) 市対策本部の設置の有無によらない国民保護措置の実施（法29⑪関係）

市長は、市対策本部の設置の有無に関わらず、国民保護措置を実施することができる。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、市防災行政無線（移動系）等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、防災無線（同報系無線）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行う。支障が生じた場合は、情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携（法3④関係）

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請（法16④⑤関係）

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16⑤関係）

市は、市内における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法21③関係）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法20関係）

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市内を担当区域とする地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊西部方面総監、海上自衛隊呉地方総監、航空自衛隊西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊と市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求 (法17関係)

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2) 県への応援の要求 (法18関係)

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託 (法19関係)

ア 市は、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行ったとき、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、市長は、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行ったときは、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法151、令37関係)

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等 (法17①、153関係)

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 (法21③関係)

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等（法4③関係）

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織の会長や自治委員等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

ア 市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

イ 市は、被災地や避難先地域に係る救援物資に関する問い合わせ窓口を必要に応じて設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

8 住民への協力要請（法4①②、70、115、123関係）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等 (法47①②関係)

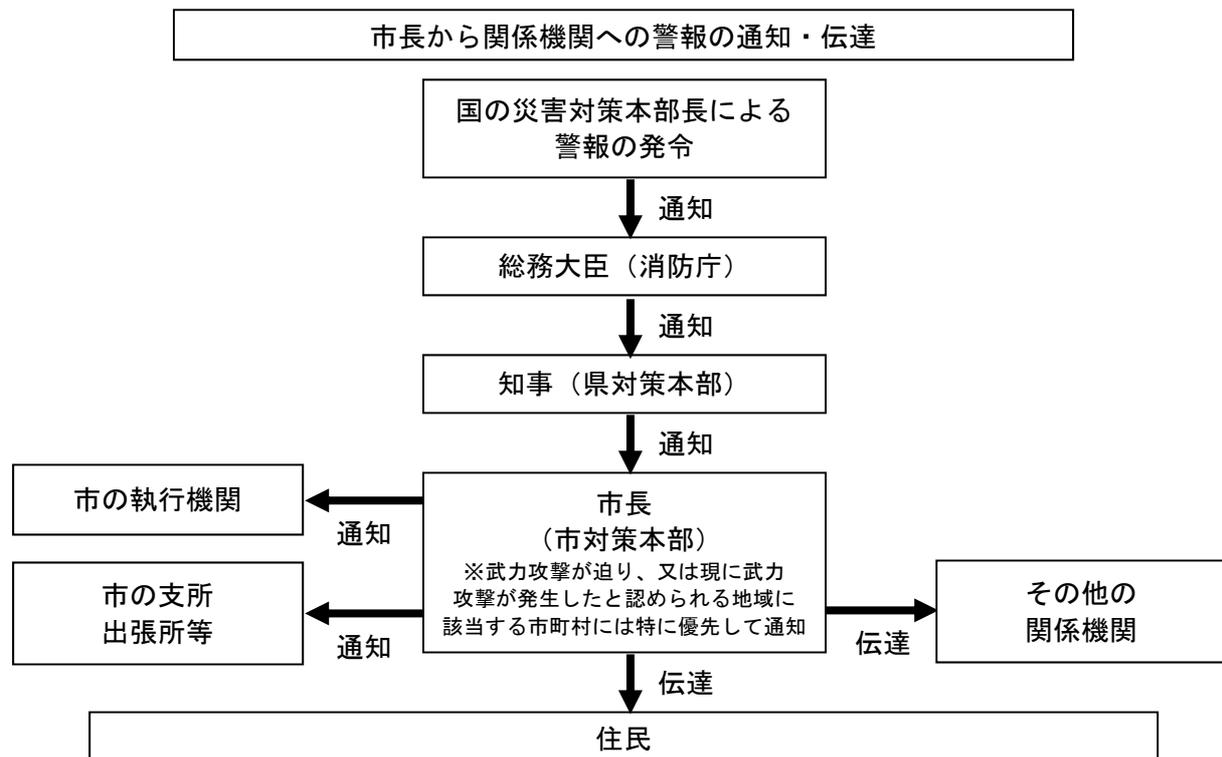
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、病院、学校、事業所など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 伝達の方法 (法47②関係)

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる

場合

この場合においては、広報車両、防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア)この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、広報車両、防災行政無線、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ)市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

(2) 警報の内容の伝達のための体制整備等（法9、41関係）

市長は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(3) 県警察との連携

市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(4) 警報の解除の伝達（法51②関係）

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

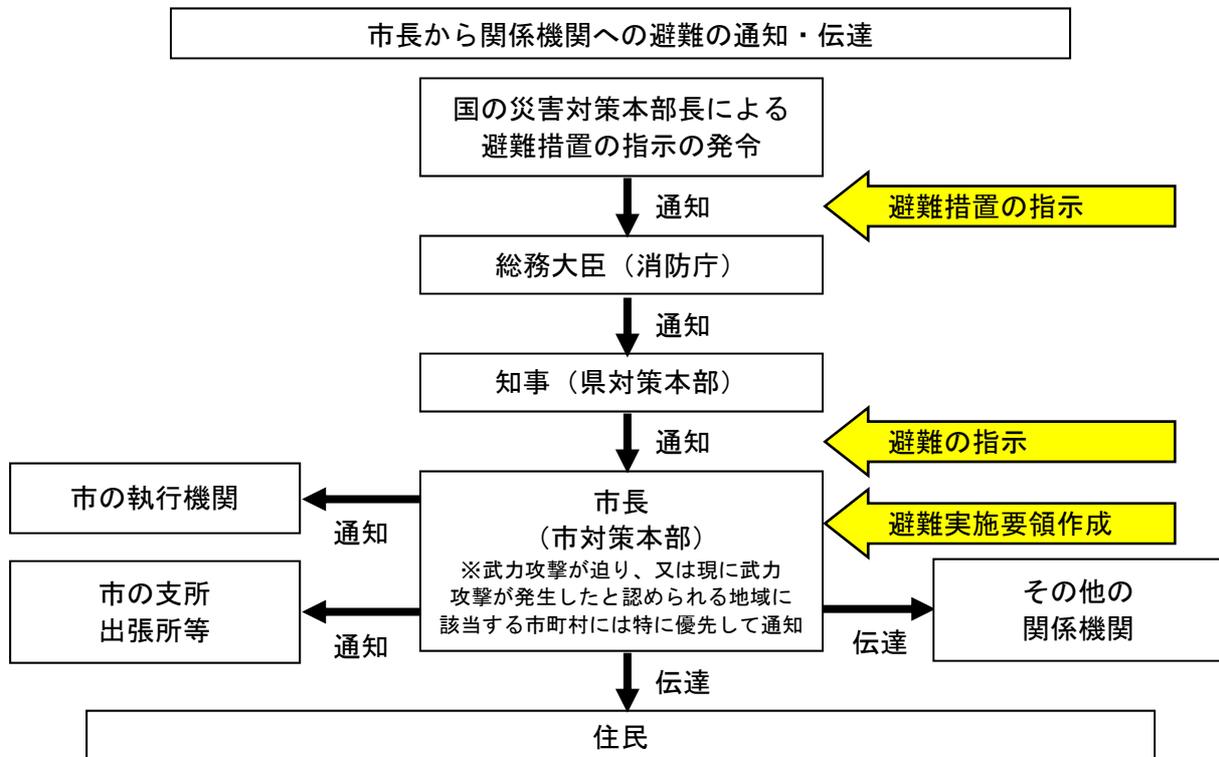
3 緊急通報の伝達及び通知（法100②関係）

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

1 避難の指示の通知・伝達（法61③④関係）

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- (3) 市長は、知事から市が県内避難住民及び他都道府県の避難住民の避難先地域として通知を受けたときは、避難住民を受け入れないことについて、現に武力攻撃事態を受けており避難住民の受け入れを物理的に行えない場合等正当な理由がある場合を除き、避難住民を受入れる。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定（法61関係）

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちにあらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等の関係機関の意見を聴いた上で、消防庁が作成するマニュアルに沿って的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項は、次に掲げるとおりである。

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(ア) 集合場所

(イ) 集合時間

(ウ) 具体的な避難住民の運送手段及び避難経路等

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(ア) 職員の配置

(イ) 職員間の連絡手段

(ウ) 関係機関との調整方法等

ウ 避難の実施に関し必要な事項

(ア) 避難の名称、所在地及び連絡先等の避難先地域の情報

(イ) 避難住民の携行品及び服装等に関する注意事項

(ウ) 追加情報の伝達方法等

(2) 避難実施要領の策定の際の主な留意事項

避難実施要領の策定に関しては、次に掲げる点に留意する。

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

イ 避難先

ウ 一時集合場所及び集合方法

エ 集合時間

オ 集合に当たっての留意事項

カ 避難の手段及び避難の経路

キ 市の職員及び消防団員の配置等

ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

ケ 要避難地域における残留者の確認

コ 避難誘導中の食料等の支援

サ 避難住民の携行品、服装

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に関しては、次に掲げる点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- カ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

3 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

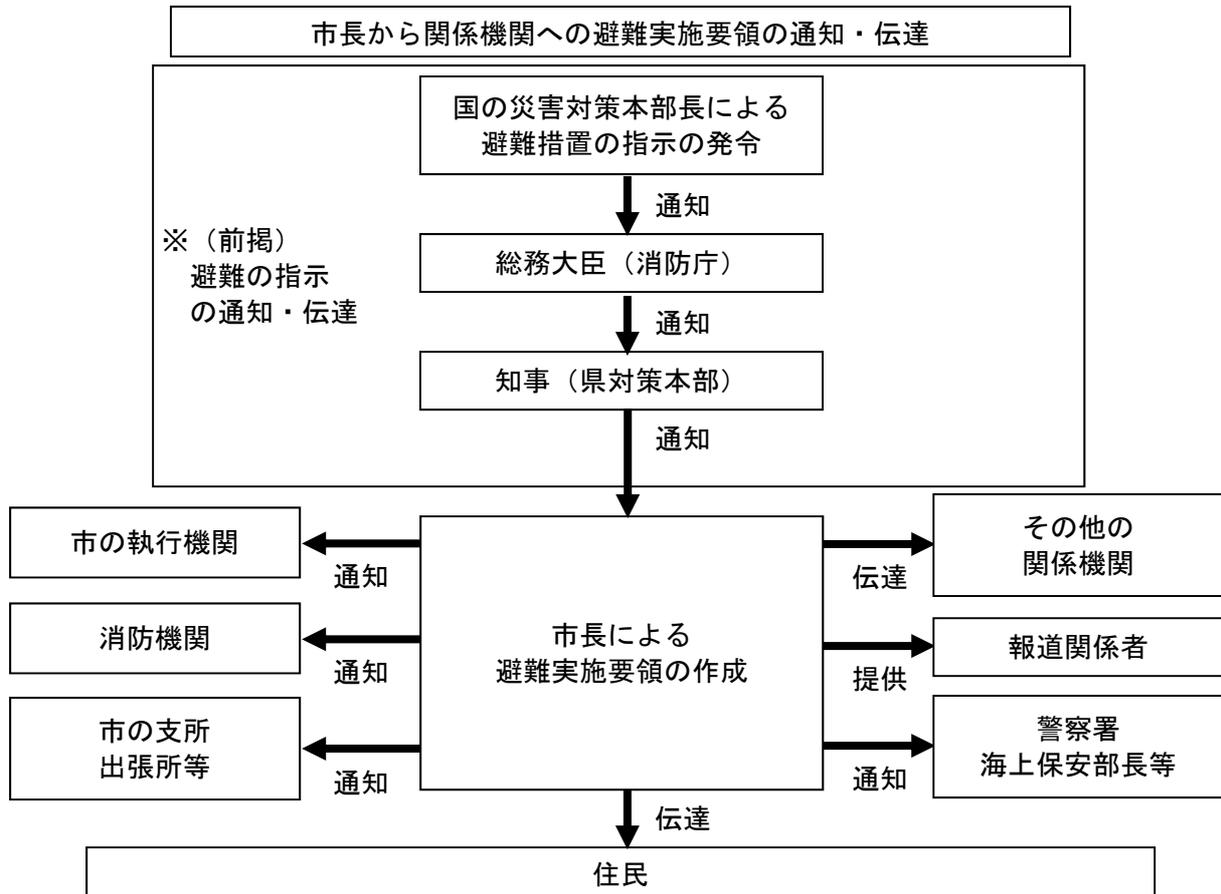
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

4 避難実施要領の内容の伝達等 (法61③関係)

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導（法62①④関係）

- ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先において当該市の住民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- イ 避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ウ 市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。
- エ 職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。
- オ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。
- カ 避難住民を誘導する者の安全確保は、市長の判断に委ねられるが、事態の状況によっては、現場で避難住民の誘導を指揮する者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動（法62②③関係）

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防長又は消防署長の所轄の下に、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携（法63①、64関係）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、警察官等が当該市の避難住民を誘導しているときは、警察署長、海上保安部長又は出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求め、また、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、

市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織の会長や自治委員等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 (法62⑥関係)

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮 (法65関係)

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

病院、老人福祉施設、幼稚園、保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在中の施設の管理者は、これらの者が避難を行うときは拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡し、車椅子や担架による移動の補助並びに車両による搬送など避難が円滑に行われるようできるだけだけの措置を講ずる。

また、施設の管理者及び市の対応によっては、十分に輸送手段を確保することができない場合、市長は、県、県警察、海上保安部及び自衛隊に協力を要請する。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、交通規制や道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転手等に周知徹底を図る。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置（法69関係）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

第3 武力攻撃事態等に応じた避難の方法等

1 基本的考え方

住民の避難は、武力攻撃事態等の類型、事態の推移、避難に要する時間的余裕さらには、武力攻撃災害による被災の状況等に応じ、屋内施設への避難、市内の施設への避難、そして他の市町村及び県外への広域的な避難など、多様な避難形態が考えられる。

2 武力攻撃事態等に応じた避難の態様

(1) 武力攻撃事態等

類型別	避難方法等
弾道ミサイル攻撃の場合	警報と同時に屋内避難 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	要避難地域からの迅速な避難 移動の安全確保がされない場合は、屋内避難
着上陸侵攻の場合	広域的避難
航空攻撃の場合	警報と同時に屋内避難 被害内容が判明後、他の安全な地域への避難

(2) 緊急対処事態

類型別	避難方法等	
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	風向き、二次感染の防止等を考慮し、危険地域からの避難（退避）	事態に応じ、市内又は他の市町村への避難
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃		
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃		
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃		

3 避難の形態及び避難方法

(1) 屋内避難：自宅又は近傍の施設への避難

ア 避難場所

自宅、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物の地階等の地下施設

イ 避難方法

原則、徒歩とし、できるだけ速やかに屋内に避難

その後、事態の推移、被害の内容等によっては、市内又は他の市町村への避難を避難実施要領に掲げる方法により行う。

(2) 市内避難：当該市内の避難施設への避難

ア 避難場所

市内の避難施設

イ 避難方法

原則、徒歩とする。ただし、徒歩による避難が困難な高齢者等の要援護者の避難に限り、市の公用車及び福祉バス等を補完的に使用する。

(3) 他市町村への避難：当該市から他の市町村への避難

ア 避難場所

市内施設から知事が指定する他の市町村の避難施設

イ 避難方法

(ア) 市内の避難施設（集合場所）までの避難は、市内避難と同様とする。

(イ) 市内の避難施設から知事が指定する他の市町村の避難施設までは、借り上げ車両（バス、鉄道又は船舶等）及び公用車等（以下「借り上げ車両等」という。）とする。

(4) 県外避難：県外の市町村への避難

ア 避難場所

市内施設から県外の避難施設

イ 避難方法

(ア) 市内の避難施設（集合場所）までの避難は、市内避難と同様とする。

(イ) 市内の避難施設から県外の避難施設までは、借り上げ車両等とする。

弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民を屋内に避難させることが必要である。

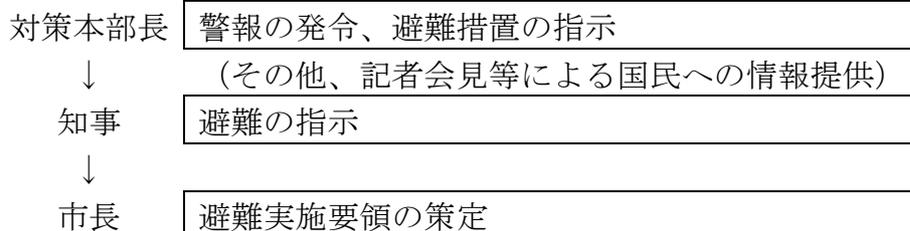
このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。着弾直後は、その弾頭の種類、被害の状況が判明するまで屋内から屋外にでることは危険を伴うことから、屋内避難を継続する。

次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

また、航空攻撃においても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

(1) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) 国の対策本部による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除行動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

(3) 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

平素から避難を想定した具体的な対応については、定めることは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施（法76、令9）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ケ 学用品の給与

コ 死体の捜索及び処理

サ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等（法16④関係）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携（法16④関係）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等（法79①関係）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等（法75③、令10）

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容及びに基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容（法76関係）

市長は、知事の指示を受け、又は知事を補助する場合、次の点に留意して救援を実施する。

ア 収容施設の供与

避難等により本来の住居において、起居することができなくなった避難住民等に収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、市長が指定する避難施設を提供する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

【収容施設の供与に関し留意すべき事項】

- ① 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
- ② 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ③ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ④ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ⑤ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ⑥ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設等を含む。）とその用地の把握）
- ⑦ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- ⑧ 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食料は、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じている状況において、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等による食品の提供を行う。

飲料水は、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し必要な飲料水を提供する。

生活必需品等は、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、生活必需品を給与又は貸与する。

【食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与に関し留意すべき事項】

- ① 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

- ② 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
- ③ 提供対象人数及び世帯数の把握
- ④ 引き渡し場所及び集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにも関わらず医療又は分娩の途を失った避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

その医療の提供に当たっては、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害との因果関係や経済的能力の如何を問うものでない。

【医療の提供及び助産に関し留意すべき事項】

- ① 医療品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ② 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ③ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ④ 避難住民等の心身の健康状態の把握
- ⑤ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ⑥ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ⑦ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ⑧ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

この場合、防災航空隊の活用など県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

【被災者の捜索及び救出】

- ① 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部等の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

【埋葬及び火葬に関し留意すべき事項】

- ① 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ② 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ③ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ④ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

- ⑤ 県警察及び海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ⑥ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき基地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

【電話その他の通信設備の提供に関し留意すべき事項】

- ① 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ② 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ③ 電話その他の通信設備等の設置個所の選定
- ④ 聴覚障がい者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度、武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、武力攻撃災害のため住宅が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理できない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

【武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関し留意すべき事項】

- ① 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ② 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ③ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ④ 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の児童又は生徒を含む。）及び高等学校等生徒に対して、教科書等の教材、文房具及び体操着やカバン等の通学用品を支給する。

【学用品の給与に関し留意すべき事項】

- ① 児童生徒の被災状況の収集
- ② 不足する学用品の把握
- ③ 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索や遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処理等を行う。

【死体の捜索及び処理に関し留意すべき事項】

- ① 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊・海上保安部等の関係機関との連携
- ② 被災情報、安否情報の確認
- ③ 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定

④ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）

⑤ 死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

再度、武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対して、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

【日常生活の著しい支障を及ぼしているものの除去に関し留意すべき事項】

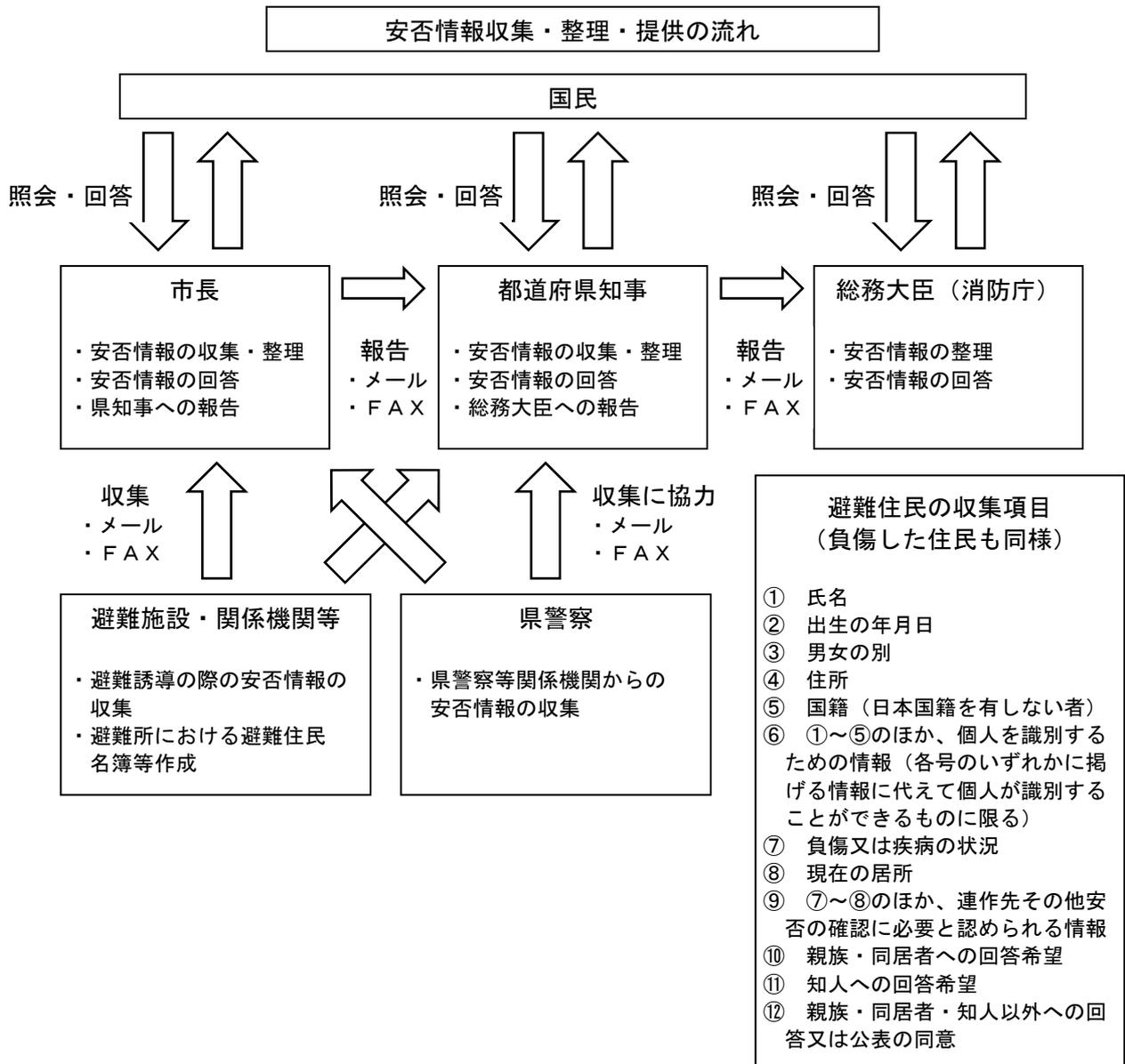
- ① 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ② 障害物の除去の施工者との調整
- ③ 障害物の除去の実施時期
- ④ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

1 基本的考え方（法95②関係）

安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行う。

また、この場合において個人情報の保護及び報道の自由に十分配慮を行う。



2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集（法94①③関係）

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する施設、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う場合は、避難住民及び負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号により、死亡した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第2号により行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理（法94①関係）

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 県に対する報告（法94①関係）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答（法95、令26関係）

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏

名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮 (法95②関係)

ア 市長は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 市長は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報保護の観点から特に留意する。

5 日本赤十字社に対する協力 (法96②③関係)

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

1 基本的考え方（法97②⑥関係）

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市内に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報（法98②④関係）

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知（法98③関係）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保

市長は、生活関連施設が国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保（法102③④関係）

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（法103①②関係）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市内のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物及び劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (法103②④関係)

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
また、市長は、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 基本的考え方

市内及び県内には、原子力事業所はないが、国、県からの対策本部からの応急対策に係る公示に備え、措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への対処

(1)放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する公示等

ア 市長は、国の対策本部長が武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

イ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(2)モニタリングの実施

市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(3)住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、事態の状況により避難の指示を待つ時間的余裕がない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(4)安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(5)避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(6)飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7)職員の安全の確保（法105^⑤関係）

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

3 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施 (法100②、112①、114①関係)

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施 (法107③関係)

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携 (法97⑥関係)

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応 (法108関係)

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、情報収集などの活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

消防機関は、患者の輸送を行うものとし、措置に当たる要員の安全確保のためワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	汚染され、又は汚染された疑いがある 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限

		<ul style="list-style-type: none"> ・移動の禁止 ・廃棄
2号	汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	汚染され、又は汚染された疑いがある死体	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の制限 ・移動の禁止
4号	汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄
5号	汚染され、又は汚染された疑いがある建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	汚染され、又は汚染された疑いがある場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

知事の要請を受けた市長は、上記汚染の拡大を防止するための措置を実施するため必要があると認めるときは、その職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせる。また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを掲示する。

(6) 要員の安全の確保（法110関係）

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第4 応急措置等

1 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

2 事前措置等（法111②③関係）

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、自ら当該設備又は物件の除去、保安、補修、補強及び使用の停止等必要な措置を講ずることを指示する。

3 退避の指示（法112①②関係）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害から住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は当該武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

また、退避の指示をする場合において、集団で退避させるため、あるいは安全地域を明確にするためなどの理由により必要があると認めるときは、退避先を指示する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つ時間的余裕がない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(1) 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、広報車両、防災行政無線等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 市長は、退避の必要がなくなった場合においても、指示を解除した場合も同様に広報

車両、防災行政無線、立看板等退避をしている住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するとともに、速やかにその旨を知事に通知を行う。

ウ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。知事から通知を受けた場合を除き、知事に避難の指示をした旨の通知を行う。

エ 市長は、警察官、海上保安部又は自衛官から退避の指示を解除した旨の通知を受けた場合は、速やかにその旨を公表するとともに、知事に通知を行う。

(3)安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員等が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

4 警戒区域の設定 (法114①関係)

(1)警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2)警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3)安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

5 応急公用負担等（法113①②関係）

市長は、武力攻撃が発生し、又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1)応急公用負担

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管しなければならない。）

また、他人の財産に重大な制限を加えるものであるから、その目的達成に必要な最小限において行使するよう留意する。

(2)応急公用負担の手続き等

ア 市長は、(1)のアの措置を行ったときは、速やかに、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対し、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下「名称又は種類」という。）を通知する。

この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、市役所に必要事項を掲示するものとする。

イ 市長は、(1)のイの工作物の除去を行った場合は、倉庫等に収納するほか、警備員、監視人をつけて滅失又は破損等がないように管理する。

この場合において、市長は、当該保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量を公示する。

ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物等を売却し、売却代金を保管する。

6 武力攻撃事態等への対処措置に関する要請と安全確保（法115関係）

市長若しくは消防吏員又は市の職員は、武力攻撃事態等が発生し、又は発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、消火のための水の搬送、救出された負傷者を搬送するための車両の運転等その実施に必要な援助について協力を要請する。

また、協力の要請に当たっては、武力攻撃災害が急迫している場合など安全が確保されな

い時期や場所における協力要請はしないなど、協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。

7 消防に関する措置等（法97⑦関係）

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき、及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われたとき、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8)安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集（法126①関係）

- (1)市は、電話、FAX、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2)市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告（法127①関係）

- (1)市は、被災情報の収集に当たっては、県に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (2)市は、第1報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
- なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

3 情報の提供

市は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者により正確かつ積極的に情報提供に努める。また、提供する情報の内容について、相互に通知し、情報交換に努める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。また、生活環境の向上等を働きかけるとともに、避難住民等の精神不安に対応するためのメンタルケアを行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例（法124③④関係）

ア 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者（以下「特例業者」という。）に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

イ 市長は、特例業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

ウ 平素から市は、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に

予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきか検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等（法162②関係）

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の規定により、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握及び雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに厚生労働省の職業紹介等の雇用施策に協力し、及び県に対して要請する等雇用の維持に関する措置を講ずる。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

(5) 市有財産等の貸付け等（法163②関係）

市は、国民の保護のための措置を実施するために必要があると認める場合において、その所有する財産又は物品を貸付け又は使用させるときは、別に定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

2 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給（法134②関係）

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理（法158①②関係）

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき制定する豊後高田市の特殊標章及び身分証明書に関する交付規則により、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

表面	裏面																					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>〈この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白〉</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name -----</p> <p>生年月日/Date of birth -----</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>-----</p> <p>交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card -----</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority -----</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry -----</p> </div>  </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height -----</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes -----</td> <td style="width: 33%;">髪の色/Hair -----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">血型/Blood type -----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 20px;"> 所持者の写真 PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> 印鑑/Stamp </td> <td colspan="2" style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> 所持者の署名/Signature of holder </td> </tr> </table>	身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血型/Blood type -----			-----			-----			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----																				
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																						
血型/Blood type -----																						

所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																						
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																					
<p>（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））</p>																						